

— 第 1 章 介護保険 —

大雪地区広域連合介護保険条例

平成 16 年 3 月 29 日

条例第 1 号

改正	平成 18 年 3 月 31 日	条例第 3 号
	平成 19 年 3 月 30 日	条例第 2 号
	平成 19 年 6 月 25 日	条例第 4 号
	平成 20 年 4 月 1 日	条例第 2 号
	平成 21 年 3 月 27 日	条例第 2 号
	平成 23 年 6 月 20 日	条例第 2 号
	平成 24 年 3 月 29 日	条例第 1 号
	平成 25 年 6 月 19 日	条例第 3 号
	平成 27 年 3 月 25 日	条例第 3 号
	平成 27 年 6 月 16 日	条例第 6 号
	平成 28 年 3 月 25 日	条例第 6 号
	平成 29 年 3 月 28 日	条例第 2 号
	平成 30 年 3 月 22 日	条例第 5 号
	令和元年 6 月 14 日	条例第 1 号
	令和 2 年 6 月 12 日	条例第 1 号
	令和 2 年 12 月 22 日	条例第 1 号
	令和 3 年 3 月 23 日	条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 広域連合が行う介護保険については、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(介護保険運営協議会)

第 2 条 広域連合は、介護保険事業の運営について住民の意見を反映させるため、大雪地区広域連合介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、介護保険事業の運営に関する事項について調査審議し、広域連合長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。

3 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。
(介護認定審査会の委員の定数)

第3条 大雪地区広域連合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の定数は20人とする。

2 この条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、別に定める。

(保険料)

第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）

第39条第1項第1号に掲げる者 37,800円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 52,900円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 56,700円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 66,500円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 75,600円

(6) 次のいずれかに該当する者 95,300円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 98,300 円
- ア 合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。）
- (8) 次のいずれかに該当する者 118,700 円
- ア 合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。）
- (9) 次のいずれかに該当する者 121,000 円
- ア 合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。）
- (10) 次のいずれかに該当する者 141,400 円
- ア 合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。）
- (11) 次のいずれかに該当する者 161,000 円
- ア 合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の

もの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1) に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 176,100 円

ア 合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1) に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 191,300 円

2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 3 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,700 円とする。

3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る令和 3 年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,700 円」とあるのは、「34,000 円」と読み替えるものとする。

4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る令和 3 年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「22,700 円」とあるのは、「52,900 円」と読み替えるものとする。

（普通徴収に係る納期）

第 5 条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

(1) 第 1 期 7 月 15 日から同月 31 日まで

(2) 第 2 期 8 月 1 日から同月 31 日まで

(3) 第 3 期 9 月 1 日から同月 30 日まで

(4) 第 4 期 10 月 1 日から同月 31 日まで

(5) 第 5 期 11 月 1 日から同月 30 日まで

(6) 第 6 期 12 月 1 日から同月 28 日まで

(7) 第 7 期 翌年 1 月 1 日から同月 31 日まで

2 広域連合長は、特別な事情がある場合において、前項に規定する納期により難しいと認められる第 1 号被保険者に係る納期は、同項の規定にかかわらず、別に定めることができる。この場合において、広域連合長は、当該第 1 号保険者又は連帯納付義務者（法第 132 条第 2 項及び第 3 項の規定に

より保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。) に対しその納期を通知しなければならない。

- 3 納期ごとの分割金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその分割金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第 1 号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第 6 条 保険料の賦課期日後に第 1 号被保険者の資格を取得した場合における当該第 1 号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第 1 号被保険者の資格を喪失した場合における当該第 1 号被保険者に係る保険料の額の算定は、第 1 号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

- 3 保険料の賦課期日後に令第 39 条第 1 項第 1 号イ (同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び (1) に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第 2 号ロ、第 3 号ロ、第 4 号ロ、第 5 号ロ、第 6 号ロ、第 7 号ロ、第 8 号ロ又は第 9 号ロに該当するに至った第 1 号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第 1 号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第 39 条第 1 項第 1 号から第 9 号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

- 4 前 3 項の規定により算定された当該年度における保険料の額に 10 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(保険料の額の通知)

第 7 条 広域連合長は、保険料の額を定めたときは、速やかにこれを第 1 号被保険者又は連帯納付義務者に通知しなければならない。その額を変更したときも、同様とする。

(督促)

第 8 条 広域連合長は、納付義務者 (法第 132 条の規定により、普通徴収の方法によって徴収する保険料の納付義務を負うものとされる第 1 号被保険者、世帯主及び配偶者をいう。以下同じ。) が、納期限を過ぎて保険料を完納しないときは、納期限後 20 日以内に、期限を指定して督促状を発しなければならない。ただし、第 11 条の規定により保険料の徴収を猶予する場合は、この限りではない。

- 2 前項の督促状により指定すべき期限は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日とする。

(延滞金)

第9条 納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

- 3 第1項の規定により計算された延滞金額に100円未満の端数があるとき又は、その全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(延滞金の減免)

第10条 広域連合長は、納付義務者が納付しなければならない延滞金について必要と認めるときは、その都度減額し又は免除することができる。

(保険料の徴収猶予)

第11条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) その他広域連合長が別に定めること。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 納期限及び保険料の額

(3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第12条 広域連合長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し又は免除することができる。

2 前項の規定により保険料の減額又は免除を受けようとする者は、速やかに次に掲げる事項を記載した申請書に減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）

(2) 納期限及び保険料の額

(3) 減額又は免除を受けようとする理由

3 第1項の規定により保険料の減額又は免除を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、ただちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第13条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から10日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税者の有無その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。た

だし、当該年度分に係る町民税等の申告書を提出している者はこの限りでない。

(施行規定)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

(罰則)

第15条 広域連合長は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第16条 広域連合長は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

第17条 広域連合長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第18条 広域連合長は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第19条 前4条の過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(大雪地区広域連合介護保険運営協議会条例の廃止)

第2条 大雪地区広域連合介護保険運営協議会条例(平成15年大雪地区広域連合条例第31号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例施行の日前に、関係町の介護保険条例の規定になされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

第4条 関係町の平成15年度介護保険特別会計の出納閉鎖後において、次に掲げる債権債務がある場合はこれを引き継ぐものとする。

- (1) 介護保険料に係る債権債務
- (2) 北海道介護保険財政安定化基金に係る債権債務
- (3) 公費負担金精算に係る債権債務
- (4) その他必要と認められる債権債務

第5条 前2条の規定を適用する場合の関係町の平成14年度及び平成15年度分の保険料の額は、次の表のとおりとする。

第1号被保険者の区分	平成14年度	平成15年度	町名
(1)令第38条第1項第1号に掲げる者	21,000円	24,200円	東川町
(2)令第38条第1項第2号に掲げる者	31,500円	36,300円	
(3)令第38条第1項第3号に掲げる者	42,000円	48,400円	
(4)令第38条第1項第4号に掲げる者	52,500円	60,500円	
(5)令第38条第1項第5号に掲げる者	63,000円	72,600円	
(1)令第38条第1項第1号に掲げる者	21,600円	24,200円	美瑛町
(2)令第38条第1項第2号に掲げる者	32,400円	36,300円	
(3)令第38条第1項第3号に掲げる者	43,200円	48,400円	
(4)令第38条第1項第4号に掲げる者	54,000円	60,500円	
(5)令第38条第1項第5号に掲げる者	64,800円	72,600円	
(1)令第38条第1項第1号に掲げる者	20,800円	25,200円	東神楽町
(2)令第38条第1項第2号に掲げる者	31,200円	37,800円	
(3)令第38条第1項第3号に掲げる者	41,600円	50,400円	
(4)令第38条第1項第4号に掲げる者	52,000円	63,000円	
(5)令第38条第1項第5号に掲げる者	62,400円	75,600円	

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞

金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの場合）とする。

第 7 条 前項の規定の適用がある場合における延滞金の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合の計算における加算した割合を除く。）が年 1 パーセント未満の割合であるときは年 0.1 パーセントの割合とする。

（平成 18 年度及び平成 19 年度における保険料率の特例）

第 8 条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 28 号。この条において「平成 18 年介護保険等改正令」という。）附則第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成 18 年度の保険料率は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第 4 条第 1 項第 4 号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第 4 条第 1 項第 1 号に該当するもの
34,320 円
- (2) 第 4 条第 1 項第 4 号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 4 条第 1 項第 2 号に該当するもの
34,320 円
- (3) 第 4 条第 1 項第 4 号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 4 条第 1 項第 3 号に該当するもの
43,160 円

- (4) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受けるもの（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当するもの 39,000円
- (5) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当するもの 39,000円
- (6) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当するもの 47,320円
- (7) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第4号に該当するもの 56,160円
- 第9条 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当するもの 43,160円
- (2) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当するもの 43,160円
- (3) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による

市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当するもの 47,320円

(4) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当するもの 52,000円

(5) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当するもの 52,000円

(6) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当するもの 56,160円

(7) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第4号に該当するもの 60,320円

（平成20年度における保険料率の特例）

第10条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。

以下同じ。)が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当するもの 43,160円

(2) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当するもの 43,160円

(3) 第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当するもの 47,320円

(4) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(新平成18年介護保険等改正令附則第4条第5号に該当する者(以下この項において「第5号該当者」という。))に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第1号に該当するもの 52,000円

(5) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第2号に該当するもの 52,000円

(6) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第3号に該当するもの 56,160円

(7) 第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第4条第1項第4号に該当するもの 60,320円

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第11条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

の間は行わず、同年4月1日から行うものとする。

第12条 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間
は行わず、同年4月1日から行うものとする。

第13条 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成29年3月31日
までの間
は行わず、同年4月1日から行うものとする。

第14条 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間
は行わず、同年4月1日から行うものとする。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第15条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則 (平成18年3月31日条例第3号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の大雪地区広域連合介護保険条例第2条の規定は、平成18年度分の保険料率から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月30日条例第2号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月25日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年4月1日条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日条例第2号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の大雪地区広域連合介護保険条例第4条の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度における保険料率の特例)

第3条 令附則第10条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、第4条第1項の規定にかかわらず48,040円とする。

附 則 (平成23年6月20日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月29日条例第1号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の大雪地区広域連合介護保険条例第4条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年6月19日条例第3号)

(施行期日)

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日条例第 3 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 改正後の大雪地区広域連合介護保険条例第 4 条第 1 項の規定は、平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 6 月 16 日条例第 6 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 改正後の大雪地区広域連合介護保険条例第 4 条第 2 項の規定は、平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日条例第 6 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日条例第 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 改正後の大雪地区広域連合介護保険条例第 4 条第 1 項の規定は、平成 30 年度分の保険料から適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 6 月 14 日条例第 1 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第2条 改正後の大雪地区広域連合介護保険条例第4条の規定は、令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率に適用し、平成30年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月12日条例第1号）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 改正後の第4条の規定は、令和2年度分における保険料率から適用し、令和元年度以前の各年度分の保険料率については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月22日条例第4号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の附則第6項及び第7項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する還付加算金及び延滞金について適用し、同日前の期間に対応する還付加算金及び延滞金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月23日条例第1号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の大雪地区広域連合介護保険条例第4条及び附則第15条の規定は令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。